

日医発第 1193 号 (情シ) F

令和 5 年 10 月 6 日

郡市区等医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事

長島 公之

(公印省略)

HPKI セカンド電子証明書の発行について

平素より本会会務の運営に特段のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般「HPKI セカンド電子証明書の申請受付および医師資格証 WEB 申請サービスの開始について (令和 5 年 3 月 1 日付日医発第 2236 号 (情シ))」で「HPKI セカンド電子証明書」の発行を開始し、新規にお申込みの先生には自動発行、既に医師資格証をお持ちの先生には、ご希望に応じて発行する旨、ご案内しておりました。

これに関して、この度、11 月初旬までを目途として、既に医師資格証をお持ちで HPKI セカンド証明書を発行していない全ての先生を対象に、HPKI セカンド電子証明書を発行することといたしました。

HPKI セカンド電子証明書は、発行の受付の後、HPKI セカンド電子証明書の発行、システムへの登録を行い、初期登録用 QR を郵送するという流れになります。そのため、最終的に初期登録 QR がないと HPKI 電子証明書が発行されていても利用することはできません。

一方、電子証明書の発行、システム登録を事前に実施しておくことで、申込を受けて、初期登録用 QR を郵送する作業のみとなり、申込から初期登録 QR を受領いただける期間が短縮される見込みです。また、IC カードリーダーをお持ちで、医師資格証を使える環境であれば、初期登録用 QR の申込をいただかなくても、全ての先生への発行が完了した後の 11 月中旬以降、専用サイトでスマートホンの登録をすることも可能となります。

したがって、お手持ちのスマートホンにセカンド電子証明書の登録を希望される場合、これまで同様、電子認証センターのホームページよりお申込みいただき、初期登録 QR をお受け取りいただくか、11 月中旬以降に専用サイトで登録をお願いします。

HPKI セカンド電子証明書をより迅速に、また、簡易に利用できるための措置となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。また、今回の措置により発行済みの医師資格証には影響はありません。

なお、HPKI セカンド電子証明書は、『「HPKI のリモート署名における電子署名について」に関する周知について(令和 5 年 2 月 9 日付日医発第 2119 号(情シ))』でお知らせの通り、引き続き、電子処方箋に限定した取り扱いとなっていますので、ご注意ください。

なお、都道府県医師会にも同文書を送りました事を申し添えます。

記

■HPKI セカンド電子証明書申込サイト

https://webapply.jmaca.med.or.jp/Jma2ndApply/G100_Accept/Accept.aspx

※ 既に医師資格証をお持ちの先生向けです。新規申請の場合、自動的に発行されますので、申込の必要はありません。

■スマートフォン登録専用サイト

<https://mahpki-srv.2nds.medis.or.jp/index.html>

※ コンピューターにICカードリーダーとHPKIカードドライバをセットし、医師資格証が使える環境の場合にご利用いただけます。登録には、医師資格証の数字4桁の暗証番号(PIN)が必要になります。

※ 「HPKIカードを使ってスマートフォンを登録」欄の「HPKIカードで登録または変更」をクリックすると暗証番号の入力を求められますので、その後は画面の指示に従ってください。

※ 全ての先生への発行が完了した後から登録が可能になりますので、11月中旬以降にご利用ください。

以上